

Q1 法人あての文書は 信書にあたりますか？

A 受取人は個人か法人かを
問いません。差出人がその
意思の表示又は事実の通知を受
けるものとして特に定めてあれ
ば、「〇〇会社 御中」と記載され
た場合、「〇〇会社」に対しての意
思の表示又は事実の通知となるた
め、信書に該当します。



Q2 会社内での他部署あての文書も 信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別
の部署にあてた場合でも、
差し出す部署からの意思を表示
し、又は事実を通知する文書であ
れば、信書に該当しますので、遠
隔地に所在する別の部署への送
付を外注する場合は、郵便又は信
書便を利用する必要があります。



Q3 個人情報が含まれる文書は すべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するか否かは、
個人情報を含むか否かによ
ってではなく、その文書の内容
が、特定の受取人に対して、差出
人の意思を表示したり、事実を通
知するものであるか否かによっ
て判断されます。



Q4 封筒に「親展」とあつたら すべて「信書」にあたりますか？

A 封筒に「親展」と記載
があっても、必ずしも
信書に該当するとは限りま
せん。信書に該当するか否か
は、その封筒に収められた文
書の内容が、特定の受取人
に対して意思を表示したり、事
実を通知するものであるか
否かによって判断されます。



Q5 どのような文書が 添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付す
るために従として添付される無封の添え状^(※)・
送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付す
ることができます。(郵便法第4条3項)。

※添え状とは：送付される貨物の目
録や性質、使用方法等を説明す
る文書および当該貨物の送付と
密接に関連した以下に掲げる簡
単な通信文が該当します。

- 貨物の処理に関する簡単な通信文
- 貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- 貨物の授与または代金に関する簡単な通信文
- 貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文



Q6 添え状・送り状の「無封」とは どういう状態のことですか？

A 「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、
(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状
態のことをいいます。また、封筒等に納めて納入口を
閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明で
あり容易に内容物を透視することができる状態、(4)
当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示^(※)をす
るなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開
閉しても差し支えないものであることが一見して判別
できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。



※表示の例

- 「開閉自由」
- 「添え状・送り状につき開封可」
- 「添え状*本状は、郵便法により(内容を確認するため)開封する場合がございますので、予めご了承ください。」(百貨店等でお客様がお持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例)

Q7 履歴書は信書に該当しますか？

A 履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に対する事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への合否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q8 自己の証明書のコピーを家族に送ることは信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や

許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q9 金融機関などが発行している約款をお客様に送る場合はどうですか？

A 約款の記載内容は特定の人に対するものではないため信書には該当しません。このため、金融機関が口座を開設したお客様に対して、例えばキャッシュカード(信書には該当しません)に約款を同封して送る場合は郵便・信書便以外のサービスを利用しても問題ありません。

Q10 生命保険の勧誘のためのパンフレットに、勧誘相手(顧客)に関する独自の保険プランを作成して提案するような内容を盛り込んでいる場合、信書に該当しますか？

A 個別のプランを提案しているようなものは、特定の受取人に対して差出人の意思を表示する文書なので、信書に該当します。これを封書等で顧客に送る場合は郵便又は信書便をご利用ください。

Q11 他社と結んだ契約書を、保管のために支店から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか？

A 保管のために他の部署に送ることは、組織の中での物理的な移動に過ぎないと解されるので、このような場合は信書の送達には該当しません。

ただし、契約を締結したという事実を通知するために当該契約書を送付することが明らかな場合(「支店でこのような契約を締結したので報告します」という文書が添付されている場合等)は、信書の送達に該当します。

Q12 結婚式や葬儀の会場に、インターネットやファックス等により祝辞や弔辞等のメッセージを送った場合、このメッセージ(プリントアウトしたもの)を当該会場で名宛人に手渡す行為は、他人の信書の送達にあたりますか。また、その文書を後で名宛人の自宅へ送付することについてはどうですか？

A 会場に届けられたメッセージが紙などの文書になると信書になりますが、それをその場で、他人が名宛人に手渡したとしても、信書を送達したとまでは言えません。

しかし、その文書を自宅へ送付する場合は、他人の信書を送達することに該当しますので、郵便又は信書便をご利用ください。

Q13 ある人に誕生日プレゼント(貨物)を送るにあたって、その中にメッセージ文を同封したいのですが、このような方法は、郵便法違反にあたりませんか？

A そのプレゼントの送付に密接に関連し、貨物に従として添えられる簡単な通信文(「添え状」・「送り状」の範囲)でしたら、問題ありません。プレゼントを送るきっかけとなったお祝いの言葉や一般的な挨拶の文言などは許容範囲と言えます。

Q15 車検証は信書に該当しますか？

A 車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

【類例】

血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

Q14 市販されている製品の取扱説明書は信書に該当しますか？

A 市販されている製品の取扱説明書は、広くその製品の使用者一般に対し、その製品の使用方法や使用上の注意などの意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないため、信書には該当しません。

【類例】

市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書、約款、目論見書

Q16 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

A 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。